

平成25年第1回臨時会会議録（第1号）

平成25年8月30日

○出席議員（23名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	17番	野口	哲男	君
18番	堀本	博行	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

○欠席議員（2名）

16番	松川	峰生	君	19番	山本	一成	君
-----	----	----	---	-----	----	----	---

○説明のための出席者

市長	浜田	博	君	副市長	友永	哲男	君
副市長	阿南	俊晴	君	教育長	寺岡	悌二	君
水道企業管理者	永井	正之	君	総務部長	釜堀	秀樹	君
企画部長	大野	光章	君	建設部長	糸永	好弘	君
ONSENツーリズム部長	亀井	京子	君	生活環境部長	浜口	善友	君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	伊藤	慶典	君	消防長	渡邊	正信	君
教育次長	豊永	健司	君	政策推進課長	稲尾	隆	君
職員課長	檜山	隆士	君				

○議会事務局出席者

局長	檜垣	伸晶		参事兼庶務係長	宮森	久住	
次長兼議事係長	浜崎	憲幸		次長兼調査係長	河野	伸久	

主	幹	吉	田	悠	子	主	查	溝	部	進	一
主	任	波	多	野	博	主	任	甲	斐	健	太
主	任	池	上	明	子	主	事	穴	井	寛	子
速	記	者	桐	生	正	子					

○議事日程表（第1号）

平成25年8月30日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第 58号 別府市職員の給与の特例減額に関する条例の制定について
議第 59号 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正
について
議第 60号 市長専決処分について

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第3（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（吉富英三郎君）平成 25 年第 1 回別府市議会臨時会は、成立いたしました。

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため市長ほか関係者の出席を求めましたので、御了承願います。

これより、会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 1 号により行います。

日程第 1 により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、7 番・加藤信康君、11 番・国実久夫君、24 番・泉武弘君、以上 3 名の方々にお願いいたします。

次に、日程第 2 により、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、お手元に配付しております会期日程のとおり、本日 1 日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君）御異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

次に、日程第 3 により、議第 58 号別府市職員の給与の特例減額に関する条例の制定について、及び議第 59 号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について、並びに議第 60 号市長専決処分についての、以上 3 件を一括上程議題といたします。提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君）御説明いたします。

ただいま上程されました議第 58 号別府市職員の給与の特例減額に関する条例の制定については、平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの間、平成 25 年度の地方交付税等の削減の状況を勘案し、職員の給与を減額することに伴い条例を制定しようとするものであります。

次に、議第 59 号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正については、職員の給与の特例減額の内容等を考慮し、市長、副市長等の給料月額を減額することに伴い条例を改正しようとするものであります。

また、議第 60 号市長専決処分については、大分県職員の給与の特例減額の内容等を考慮し、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、市立学校職員の給料月額等を減額することに伴い、別府市立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき市長において専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

以上をもちまして、提出いたしました各議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉富英三郎君）以上で、各議案に対する提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑のある方は、発言要求ボタンを押し、挙手を願います。

○15 番（平野文活君） それでは、第 58 号と第 60 号を一括して質疑をさせていただきます。

まず、この職員給与の特例減額というものは、国の要請によって実行されているというふうにお聞きをいたしますが、国の要請というのはどういうものであるか、まず御答弁をお願いします。

○職員課長（榎山隆士君） お答えをいたします。

国は、東日本大震災の財源に充てるためとし、国家公務員の給与を平成 24 年度と平成

25年度の2年度にわたり平均7.8%のカットを行っているところでございます。国は、今回の措置を、国、地方を問わず、日本再生のために国民が一致協力していく機運が大事とし、地方公務員にも同様の趣旨で給与カットを求めてきたところでございます。しかし、そのやり方といたしましては、平成25年度の地方交付税を減額する方法で、実質的に給与カットをせざるを得ない状況に追い込み、実施を迫るやり方でございます。

地方交付税法には、「国は、交付税の交付に当たっては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない」とされております。地方の固有財源という性格を有する地方交付税を、国の政策目的を達成する手段として用いており、当局としてもまことに遺憾であると認識しているところでございます。これにつきましては、全国市長会を初め全国市議会議長会など地方六団体でも、今回のこのようなことが二度とないようにと、国に対して抗議をしているところでございます。

とは言いながら、実質的に地方交付税が削減されているわけでありまして、今年度予算については、既に地方交付税を織り込んだ予算編成をしておりますけれども、不足する財源については、基金を取り崩して対応しているもので、このままでは、今後市民サービスに影響が出ることが予想されます。そこで、給与関係費の財源の削減は、給与の削減で対応し、将来にわたって持続可能な行財政基盤を維持確立することが必要であると判断し、特別職及び職員の給与の減額を実施することをお願いしているものでございます。

○15番（平野文活君） 国が平成25年度予算で削減した地方交付税の給与関係費の額は、幾らでしょうか。そして、別府市ではどれくらいのこの人件費の削減に今回の提案でなるのでしょうか。

○職員課長（樫山隆士君） お答えをいたします。

今回の地方交付税のカットが影響される額でございますけれども、今回削減された額については、普通地方交付税の削減分が2億5,000万円、ただし、地域の元気づくり事業ということで7,000万円増額されておりますので、実質1億8,000万円というふうに考えております。

また、今回の職員の給与カットで出ます効果額については、約6,800万円の削減になると考えております。

○15番（平野文活君） そうすると、まだ1億円以上の差額がそこで生まれているわけですが、今後ともこの差額を埋めるための手段といたしますか、何か考えておりますか。

○職員課長（樫山隆士君） お答えをいたします。

別府市では、これまでも定員適正化計画を立て人員削減に取り組むほか、給料カット、特殊勤務手当の廃止、級別構成の見直しなどを行い、行政改革を進めてまいりました。第2次別府市行財政推進計画では、13億3,000万円の目標額に対し20億8,300万円の実績を上げております。また職員給与、これにおきましては、平成14年度は75億7,000万円でございますけれども、平成23年度は52億2,000万円と約23億5,000万円、率にして31%の削減をしております。今後もこのような取り組みを進める中で、不足する財源については対応してまいりたいと考えております。

○15番（平野文活君） ということは、さらに給与削減、その他の減額を今後とも続けるということになるわけでありまして。

冒頭説明がありましたが、これは震災復興の財源づくりだ、日本再生のためにという名目ではありますが、いわゆる復興増税を国民に強いながら、東北の復興のためだけではなくて全国防災という形で多額のそのお金を全国にばらまくというようなことも批判の対象になりました。また、2012年度10兆円の復興予算を組みながら、3.4兆円も使い残すというようなことも行われております。

今回の建前は復興財源の確保というようなことでありますが、それは名目であって、目

的は、公務員賃金をさらに削減する。それも、先ほど冒頭説明がありました極めて強引なやり方で削減する、ここに主な目的があるということは、もう明らかではないかというふうに思います。

さらに、先ほど説明がありましたように、別府市の人件費、特に給与基本給と手当で限定して見ますと、平成14年度75億7,000万円ほどあった人件費を、23億5,000万円近くも減額をするという、いわゆる行政改革という形で実行してきているわけです。そういう全国の努力というものを無視して、さらなる人件費の削減を強制執行させるというこういうやり方、これは、もう私どもとしては認めるわけにはいきません。

これまでも繰り返し指摘をしてまいりましたが、公務員賃金の削減が民間賃金をさらに引き下げ、民間賃金の引き下げがさらに公務員賃金を引き下げるといふいわゆる賃下げ競争、この悪循環をやはり断ち切らなければ、デフレ克服というような大きな課題を実行、それを実現することはできないというふうに思います。

そういう点で、今回の削減については反対であるということを申し上げて、質疑を終わりたいと思います。

○議長（吉富英三郎君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。上程中の議案3件については、委員会付託を省略し、これより討論を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、上程中の議案3件については、委員会付託を省略し、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（15番・平野文活君登壇）

○15番（平野文活君） 日本共産党議員団を代表して、反対討論を行います。

議第58号及び第60号に反対をするものであります。

別府市は、平成14年から平成23年まで、基本給と手当の総額で23億4,874万円もの人件費の削減を進めてまいりました。こうした人件費の削減は、全国の自治体で実行されております。ところが、政府は、地方交付税の給与関係費を一方的に削減して、さらに特別な減額を全国の自治体に強いるという措置をとってまいりました。これは、地方分権を標榜しながら、地方自治を無視した強制執行と言わざるを得ません。しかも、デフレ克服が最大の政治課題と言いながら、それに逆行する措置になっております。

よって、第58号及び第60号には反対であるということを申し上げまして、反対討論を終わります。（拍手）

○議長（吉富英三郎君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて、討論を終結いたします。

これより、上程中の議案3件について順次採決を行います。

初めに、議第58号別府市職員の給与の特例減額に関する条例の制定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富英三郎君） 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第59号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富英三郎君） 起立全員であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第60号市長専決処分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(吉富英三郎君) 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり承認されました。
以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で、平成25年第1回別府市議会臨時会を閉会したいと思います
が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で平成25年第1回別府市議
会臨時会を閉会いたします。

午前10時15分 閉会